

秋田市自然環境サポーター制度実施要綱

〔令和7年3月27日〕
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う自然環境保全・体験支援事業の趣旨に賛同する企業・団体等が、秋田市自然環境サポーター（以下「サポーター」という。）として当該事業を支援する際に必要な事項を定めるものとする。

(サポーター)

第2条 この要綱においてサポーターとは、自然環境保全・体験支援事業に対し、寄附（一口3万円）を行う企業・団体等（以下「企業等」という。）であって、市長が認定したものをいう。

2 サポーターは、秋田市広告掲載基準（平成19年10月31日市長決裁）第5条各号のいずれにも該当しないものを対象とする。

(寄附金の使途)

第3条 本制度により納付される寄附金は、当該年度に支出を予定する自然環境保全・体験支援事業における市民団体への交付金（以下「交付金」という。）の財源に充てることを原則とする。ただし、第8条第2項の規定に該当する場合は、当該年度に支出を予定する同条第1項第2号に規定する経費に充てることことができる。

2 寄附金が前項の交付金および経費を超える場合は、その支出を予定する額を超える部分について、その他の環境施策の財源として充当することすることができるものとする。

(サポーターの募集期間)

第4条 サポーターの募集期間は、当該年度の4月1日から8月31日までとする。

(サポーターの認定手続等)

第5条 サポーターの認定を受けようとする者（以下「申込者」とい

う。)は、秋田市自然環境サポーター申込書(様式第1号)および寄附申込書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書を審査の上、要件を満たす場合は、申込者へ寄附金の納付方法等を通知するものとする。

3 市長は、前項の寄附金の納付を確認後、秋田市自然環境サポーター認定書(様式第2号)を送付するものとする。

(認定期間等)

第6条 サポーターの認定期間は、第5条の認定を受けた日から翌年度の9月30日までとする。

2 認定期間終了後も再認定を希望するサポーターは、再度の認定を受けようとする年度のサポーターの募集期間内に、第5条に規定する手続きにより市長に申し出るものとする。

(認定の取り消し)

第7条 市長は、認定期間中に、サポーターが秋田市広告掲載基準第5条に規定する手続に該当することとなった場合又は事業の実施に支障をきたすと認める場合は、当該サポーターの認定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、第5条により納付された寄附金は返金しないものとする。

(企業名等の掲載)

第8条 市は、サポーターと認定した企業等の名称および当該企業等がサポーターである旨を次の各号に掲げる掲示場所等に掲載するものとする。

(1) 市役所本庁舎等に既設の広告モニター

(2) 秋田市役所竿燈屋台看板

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業に係るPRチラシ、市ホームページ等の広告媒体

2 前項第2号は、当該年度の6月30日までに第5条の認定を受けたサポーターのみを対象とし、その寄附金の口数の合計が7口以上である場合に、先着7者について掲載するものとする。

(サポーター名称の使用の許諾)

第9条 サポーターは、自らがサポーターであることについて、第6条の

認定期間に限り、当該サポーターである企業等のホームページなど各種
広告媒体を通じて発信することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。